## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 3月 4日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 3月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	7-74	原子炉建屋基礎マットに設置されている地震観測装置(2R-2)において、データの通信不具合(最大値データが伝送されない)が認められたため、当該装置を点検・修理。	GⅢ	
2		湧水浄化ポンプ送水ラインにおいて、ライン詰まり(湧水が送水先の構内浚渫土沈殿池へ送水されない) が認められたため、当該ラインを点検・清掃。	GⅢ	